

京都大学生態学研究センター規程の全部を改正する規程

(平成十六年達示第四十八号)

京都大学生態学研究センター規程(平成三年達示第八号)の全部を次のように改正する。

京都大学生態学研究センター規程

(趣旨)

第一条 この規程は、京都大学生態学研究センター(以下「生態学研究センター」という。)の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第二条 生態学研究センターは、生態学に関する研究を行うとともに、全国の大学その他の研究機関の研究者の共同利用に供することを目的とする。

(センター長)

第三条 生態学研究センターに、センター長を置く。

2 センター長は、京都大学の専任の教授をもって充てる。

3 センター長の任期は、二年とし、再任を妨げない。

4 センター長は、生態学研究センターの所務を掌理する。

(協議員会)

第四条 生態学研究センターに、その重要事項を審議するため、協議員会を置く。

2 協議員会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議員会が定める。

(運営委員会)

第五条 生態学研究センターに、その運営に関する重要事項についてセンター長の諮問に応ずるため、運営委員会を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、運営委員会が定める。

(研究部門)

第六条 生態学研究センターに、生態学研究部門を置く。

(図書室)

第七条 生態学研究センターに、図書室を置く。

2 図書室に関し必要な事項は、センター長が定める。

(研究科の教育への協力)

第八条 生態学研究センターは、理学研究科の教育に協力するものとする。

(事務組織)

第九条 生態学研究センターに置く事務組織については、京都大学事務組織規程（平成十六年達示第六十号）の定めるところによる。
（内部組織）

第十条 この規程に定めるもののほか、生態学研究センターの内部組織については、センター長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成十六年四月一日から施行する。
- 2 この規程の施行後最初に任命するセンター長の任期は、第三条第三項の規定にかかわらず、平成十七年三月三十一日までとする。
- 3 次に掲げる規程は、廃止する。
 - 一 京都大学生態学研究センター協議員会規程（平成三年達示第九号）
 - 二 京都大学生態学研究センター運営委員会規程（平成三年達示第十号）
 - 三 京都大学生態学研究センター長候補者選考規程（平成三年達示第十一号）